危機管理対応マニュアル
2024年版

朝霞市立朝霞第三中学校

目次

Ⅰ、朝霞第三中学校震災対応マニュアル

（１）日常的な学校の防災活動　・・・　P.１

（２）学校災害対策本部の組織　・・・　P.３

（３）教職員在校時の震災対応マニュアル・・・　P.４

（４）登下校時の震災対応マニュアル　・・・　P.６

（５）校外活動中の震災対応マニュアル　・・・　P.７

Ⅱ、火災対応マニュアル　・・・　P.８

Ⅲ、水害対応マニュアル　・・・　P.９

Ⅳ、不審者対応マニュアル　・・・　P.10

Ⅴ、竜巻対応マニュアル　・・・　P.11

Ⅵ、応急教育マニュアル　・・・　P.14

Ⅶ、国民保護計画（弾道ミサイル発射）の対応マニュアル

・・・　P.16

Ⅷ、生徒事故対応マニュアル　・・・　P.17

Ⅰ　朝霞第三中学校震災対応マニュアル

（１）日常的な学校の防災活動

日ごろの安全教育及び安全管理を推進し、また、災害が発生した場合において、速やかに生徒等の安全確保を図るため、次の事項について定める。

学校防災委員会の設置

○適切な安全指導及び施設

○学校の防災体制の推進に必要な計画を検討、策定し、実施する。

委員長（校長）　副委員長（教頭、教務主任等）

総務係（災害対応マニュアル、学校災害対策本部組織等の整備、資料・情報収集、記録など）
施設・設備点検係（施設・設備の点検など）
防災教育係（防災教育・避難訓練、研修の企画など）
救急・救護係（応急手当、防災用具の取り扱いの指導など）

災害対応マニュアル作成

（教頭）

○災害の状況別の具体的対策

○生徒等の安否確認、保護者への引渡し計画
○関係機関への連絡体制の整備　など
（随時見直す）

避難所開設・運営の支援マニュアル作成

○学校としての支援体制及び PTA や地域関係団体との分担を整備する。特に、生徒等の安全確保、速やかな学校再開に向けた分担を優先した体制を整える。（市役所地域対応班・連合町内会自主防災組織、消防団、PTA、との連絡）

学校施設・設備等の点検・整備

（教頭）

○灯油庫や薬品保管庫等の危険物保管所はじめ校内及び校地内の施設・設備全般について点検を実施する。
（定期・随時・日常の点検）
○消防法に基づく点検・整備
○学校保健安全法施行規則２８条に基づく点検・整備

防災上必要な用品等の点検・整備

（教頭）

○保管場所の把握

○重要書類等の適切な保管（校長室耐火書庫）
校長印、学校沿革史、卒業台帳、指導要録、人事関係書類など

避難経路・避難場所の想定及び確認

(安全主任・環境安全部)

○災害状況別(在校時、登下校時等)　に具体的な避難方法及び第一次避難場所、液状化や火災の際の第二避難場所を想定し、実地に確認しておく。
○生徒等、教職員の共通認識

防災教育の実施

(安全主任・環境安全部)

※３　防災教育の推進参照
○「自分の生命は自分で守る」ということを基本に、必要な知識・技能・態度の習得に主眼を置いて、教科等の時間も含めた指導
○生徒の発達段階に応じた防災教育の実施
○多様な状況を想定した避難訓練の実施
○防災研修の実施
○「心のケア」の視点に立つ研修(さわやか相談室　ＳＣ)

情報・連絡体制の整備

(教頭、情報主任)

○円滑かつ的確な情報の伝達
○一元的な情報の管理
○学校内における情報の管理・連絡体制や災害時に連絡すべき機関のリストアップなど、情報連絡体制の整備
○ＰＴＡと災害時の協力体制、緊急連絡方法の協議
○近隣校、地域団体との連絡

家庭・ＰＴＡ・地域との連携

(教頭、情報主任、ＰＴＡ)

○各種の機会に通じて、避難所開設・運営や学校防災計画の内容や災害発生時の生徒等の動向、学校の対応などを知らせておく。
○在校時災害における学校への連絡方法の周知や在校時外の方法にかかわる協力の要請。
＊日ごろからの「開かれた学校」を目指し、学校ＨＰやtetoru での情報発信に努める。

（２）学校災害対策本部の組織

災害の規模・被害の状況等を踏まえ、原則として校長室・職員室に学校災害対策本部を設置し、学校としての組織的な災害対応に当たる。

消防計画で定める自衛消防組織との整合性を踏まえ、学校の実情に応じた組織を編成し、周知徹底を図っておく。

朝霞第三中学校災害対策本部

○本部長（校長）　：対策本部の総括、意思決定
○副本部長（教頭）　：本部長の指示による連絡・報告等
○副本部次長（教務主任）　：各班の連絡・調整等

教職員は、生徒の安全確保・救護を第一に行い、生徒の安否の確認を優先して行う。

総務班
○災害情報の収集
○警察・消防等への通報連絡
○マスコミ、親類等外部への対応

避難誘導班
○避難誘導
○生徒等の安全確保
○保護者との連絡
○生徒等の下校引き渡し

救護班
○生徒等の被災者の救護

消火施設点検班
○消火
○校舎・体育館の被害状況の点検把握、危機回避
○通学路等の被害状況把握

搬出班
○重要書類の搬出保管

避難所開設支援班
○　避難所開設までの当面の対応
○　朝霞市災害対策本部、町内会自主防災組織との連絡調整

※実際に災害が起きたときには、現場にいる教頭の指示のもと動いていくことになります。迅速な対応が可能になるよう、各々の担当、及び行動を確認しておくようにお願いいたします。

配信時削除

（３）生徒・教職員在校時の災害対応マニュアル

①基本的対応

地震発生

生徒の安全確保

- ○的確な指示(頭部の保護、机の下などへの避難、机の脚を両手でしっかりと押さえ、その場を動かないなど。配慮を要する生徒への対応)
- ○火災などの２次災害の防止
- ○液状化現象の発生の確認（発生の場合は体育館へ）
- ○負傷者の確認

校庭避難の決定と指示

- ○避難経路の安全確認
- ○全校避難指示（校庭が危険な場合は体育館）
- ○人員確認

液状化現象が発生した場合は、体育館へ避難誘導

避難

- ○的確な指示【頭部の保護（あわてない、押さない、しゃべらないなど)】
- ○教職員の連携(誘導、負傷者搬出など)
- ◎出席簿、生徒名簿、ラジオ、救急薬品等、携帯電話、筆記用具、ハンドマイク、引き渡しカード、マニュアル、旗

液状化で避難場所が危険な場合は二次避難をすることもある。（朝霞六小）

避難後の安全確保

- ○人員の確認と安否確認
- ○負傷者の確認と応急処置関係機関への連絡(関係機関一覧表)
- ○生徒への不安への対処

災害対策本部の設置

- ○教職員各自の役割確認と校長の業務指示

①避難場所での対応

① 生徒の不安に対する対処、安全確保(少人数で全体が見渡せるように、生徒等のそばにいて、勝手な行動をとらせないように指示)

②被害状況の把握

② 学校施設・通学路の点検（**液状化による建物倒壊の可能性確認**）
○通学路及び生徒等の校舎避難、避難所の開設等のための、外見上の安全確認
○危険個所の立ち入り確認等の危険回避対応

③災害情報の収集

③ マスコミ：地震の規模、余震の可能性と規模、
津波などの二次災害の危険性等の情報収集
地　域：学区の被害状況、危険個所

④市教委への報告

④ 被害の状況、その他学校内外の指導事項の確認、その他の情報収集、状況に応じた臨時休校措置

⑤外部との対応

⑤ 保護者、親類、知人、マスコミ等からの照会に対応。近隣学校間、校種間連携のネットワークの確立。(近隣で支援しあえることはないか、情報交換をする。)
（液状化現象による二次被害の危険性の回避）

⑥避難所の開設

⑥ 避難所開設・運営の支援マニュアルに基づく活動

避難後の対応決定

①避難継続
②保護者への連絡

保護者への引き渡し

○生徒等の避難後の対応決定(**震度５弱以上の場合は、生徒を保護者に引き渡す。引き渡しカードに従って引き渡しを行う。また保護者と連絡が取れなかった場合や引き渡しができない場合は、体育館で生徒を保護する。非常食の配布、毛布等の防寒具の手配　飲料水の手配**)
○対応決定後の保護者への連絡（学校ＨＰ　tetoru）

②被災状況別の対応例

ア　授業中

※避難経路の確認、避難の指示は職員室で待機中の教職員が行う。

<table>
<tr><th>場所</th><th>共通事項</th><th>個別事項</th></tr>
<tr><td>普通教室</td><td rowspan="5">○教師の指示による安全確保の的確な指示(頭部の保護、窓や壁際から離れさせる)
○火気使用中であれば消火する。
○生徒等の人員等状況確認や周囲の安全確認
○余震や二次災害に備え、生徒等を落ち着かせる。
○液状化の発生状況を確認して、避難場所を決定し、指示を出す。
校庭→体育館
○二次避難をする場合の指示・誘導</td><td>○机の下にもぐらせ、机の脚を両手でしっかり持つように指示。</td></tr>
<tr><td>特別教室</td><td>○実験中であれば、危険回避の指示(ガス、薬品、熱)</td></tr>
<tr><td>体育館</td><td>○中央に集合させ、体を低くするように指示（授業内容や体育用具の位置によっては、壁に寄り添う場合もある）</td></tr>
<tr><td>校庭</td><td>○建物から離れ、中央に集合させ体を低くするように指示（液状化発生の場合、体育館へ）</td></tr>
<tr><td>プール</td><td>○速やかにプールのふちに異動させ、ふちをつかむように指示
○避難準備(サンダル・靴を履き、衣類やバスタオルで身を守る)</td></tr>
</table>

【指示例】①「落ち着きなさい。被害が予想されます。壁や窓から離れ、机の下にもぐりなさい。両手で机の脚をもち、頭を守りなさい。上着やカバンなどで頭を守りなさい。落ち着いて、次の指示を待ちなさい」

②「落ち着きなさい。被害が予想されるので、校庭に避難しなさい。声を出さず、校舎内は走らず、静かに非難しなさい。上からの落下物に気を付けながら、落ち着いて指示に従って校庭（体育館）に避難しなさい。」

イ　教師と生徒等が離れている場合

(始業前、休み時間、放課後等)

<table>
<tr><th>場所</th><th>生徒等の行動</th><th>教職員の対応</th></tr>
<tr><td>階段
廊下
トイレ等</td><td>○揺れている間は、上着やカバン等で頭部を保護してじっと待機する。
○落下物や倒壊物に気をつける。
○揺れが収まり、教師の指示に従い、校舎外避難場所に避難する。
○周囲の安全確認</td><td rowspan="2">○全校指示（揺れが収まるまで、頭部を保護して教職員が到着するまで待機するように指示）
○教職員は分散して生徒等の安全確保、指示・誘導
○校舎外にいる生徒等の安全確保、負傷者の応急手当て
○液状化の発生有無の確認と避難場所の決定および周知</td></tr>
<tr><td>校庭等</td><td>○建物、ブレック塀、窓ガラスの近くから離れる
○揺れが収まるまで、後頭部を保護し、広い場所の中央で待機する</td></tr>
</table>

（４）登下校時の災害対応マニュアル

生徒等の行動	教職員の対応

地震発生

安全確保

○頭部を保護し、身を低くする
○車道には出ない。
○建物、ブロック塀、窓ガラスから離れる。

近くの避難場所へ移動

○揺れが収まったら、状況に応じて公園、学校等の避難場所、あるいは自宅に避難する。
○自宅や学校に避難することが困難な場合、教職員や保護者、地域のひとが来るまで、そのまま待機する。

自宅　学校

地震発生

安否確認のための活動開始

○校内残留生徒等の安否の確認
○通学路上、避難場所の生徒等の安否確認（生徒引取り確認カードの持参）

通学路巡視　校内巡視　自宅確認

○保護者、地域と連携し、生徒等の所在確認

生徒等の保護

○家庭への確実な引き渡し
○家族不在時は学校で保護

避難後の対応決定

状況に応じた対応（生徒等の安全確保のための学校・保護者・地域との連携）をとる。液状化による倒壊の危険性がある場合は、高台にある他の学校（施設）へ避難させることもある。

（５）校外活動中の災害対応マニュアル

地震発生

地震発生

○正確な状況把握と的確な指示(下見時に見学施設の把握、
　避難経路・避難場所の確認、施設管理者等との打合せを行う)

○電車、バス等に乗車中は、係員の指示に従う

○生徒等の不安に対する対処
　(グループ行動時は、災害発生時の対応の約束に従う)

近くの避難所へ避難

○避難場所、救護施設がない場合、地元の人や機関等から情報を
　入手し、的確な対応を行う

○施設管理者等の指示に従う
　(グループ行動時は災害発生時の約束に従う)

避難後の安全確保

○人員確認、負傷者の応急手当て

○生徒等の不安に対する対処

○海岸での津波、山中でのがけ崩れ、落石、液状化に注意

○地元公的機関への救護要請

学校への連絡

避難後の対応決定

○学校への連絡、状況報告を行い、指示を受け対応(不通の場合は、
　教育委員会や公的機関)

○学校から教育委員会への連絡

○学校から保護者への連絡

○教育委員会から指示、地元公的機関への救護要請

※修学旅行等、市域外で学習しているときに朝霞市内に地震があった場合

・地震の規模、被害状況等の情報収集
・学校または教育委員会への連絡、指示を受け対応
・地元公的機関や関係機関(旅行業者等)との連携
・生徒の不安に対する対処(状況説明、今後の対応等)

Ⅱ　朝霞第三中学校火災対応マニュアル

火災発生

発見者

発見者は火災報知器を鳴らすとともに火災の発生を周囲に知らせ、職員室への通報を近くの職員に依頼

報告

火災報知機

放送で指示

「ただいま、火災報知器が感知しました。確認中です。生徒は落ち着いて次の指示を待って下さい。」

状況把握と確認

火災発生場所の確認

誤報

放送で指示

「先程の火災警報は誤作動でした。」

火災確認

初期消火

通報

火災です。

こちらは朝霞第三中学校〇〇です。ただ今〇階〇室より出火、生徒に避難指示をしました。消防車の出動をお願いします。住所は朝霞市溝沼1043-1 です。

避難誘導

放送で指示

「ただいま校内で火災が発生しました。発生場所は〇階〇〇教室です。　繰り返します。ただいま校内で火災が発生しました。発生場所は〇階　〇〇教室です。生徒は落ち着いて校庭に避難して下さい。生徒は落ち着いて校庭に避難して下さい。先生方は窓を閉め、生徒を誘導して下さい。」

避難時の対応

・最も安全な避難経路で子どもを避難場所へ誘導する
・生徒に避難経路及び避難場所を大声（放送）で指示する
・生徒を落ち着かせ、指示に基づき整然と避難する（階段は２列で移動）
・身を低くし、ハンカチを口に当てさせる
・配慮を要する生徒の避難をサポートする

避難場所での対応

・整列させて名簿により人員確認。担任→学年主任→管理職の順で報告。逃げ遅れた者けが人等がいないか確認する。
・避難後の対応（帰宅指示等）を行う

Ⅲ　朝霞第三中学校水害対応マニュアル

朝霞市より水害の危険に伴う「避難勧告」「避難指示」が発令された場合の対応マニュアル

午前７時　時点

（午前７時時点で「発令中」の時、原則として学校からは連絡しません）

「避難勧告」「避難指示」発令中

午前１０時まで登校見合わせ
（学校からは連絡はしません）

午前１０時　時点

発令継続中

臨時休業

発令解除

登校

○家庭の判断で登校を見合わせることも可
○給食は市の判断で実施
○午後まで授業

「避難勧告」「避難指示」発令なし

通常通り登校
（家庭の判断で見合わせも可）

登校後

避難勧告等発令

学校内待機
（連絡網・HP・みつばちメールで通知）

避難準備情報発令

状況により判断　授業打ち切りで下校　または学校内待機（連絡網・みつばちメールで通知）

学校長の判断により以下のような措置をとる場合があります。その場合は、連絡網・みつばちメールでお知らせします。
○教師の誘導による集団下校
○全校避難（避難先　朝霞第六小学校）
○保護者への引き渡し

朝霞市立朝霞第三中学校

Ⅳ　生徒の安全確保に関する緊急対応マニュアル

《不審者侵入防止の３段階のチェック体制》

段階	具体的な方策
A　校門	常時、校門の施錠　　防犯カメラの設置・点検
B　校門から校舎入り口	来訪者の校舎への入り口の案内表示、誘導・指示、 通行場所の指定、死角の排除、防犯カメラの設置・点検
C　校舎の入り口	来訪者名簿の記入　名札の着用

《不審者による事故発生時における対応》

不審者の発見に防犯カメラを活用する。

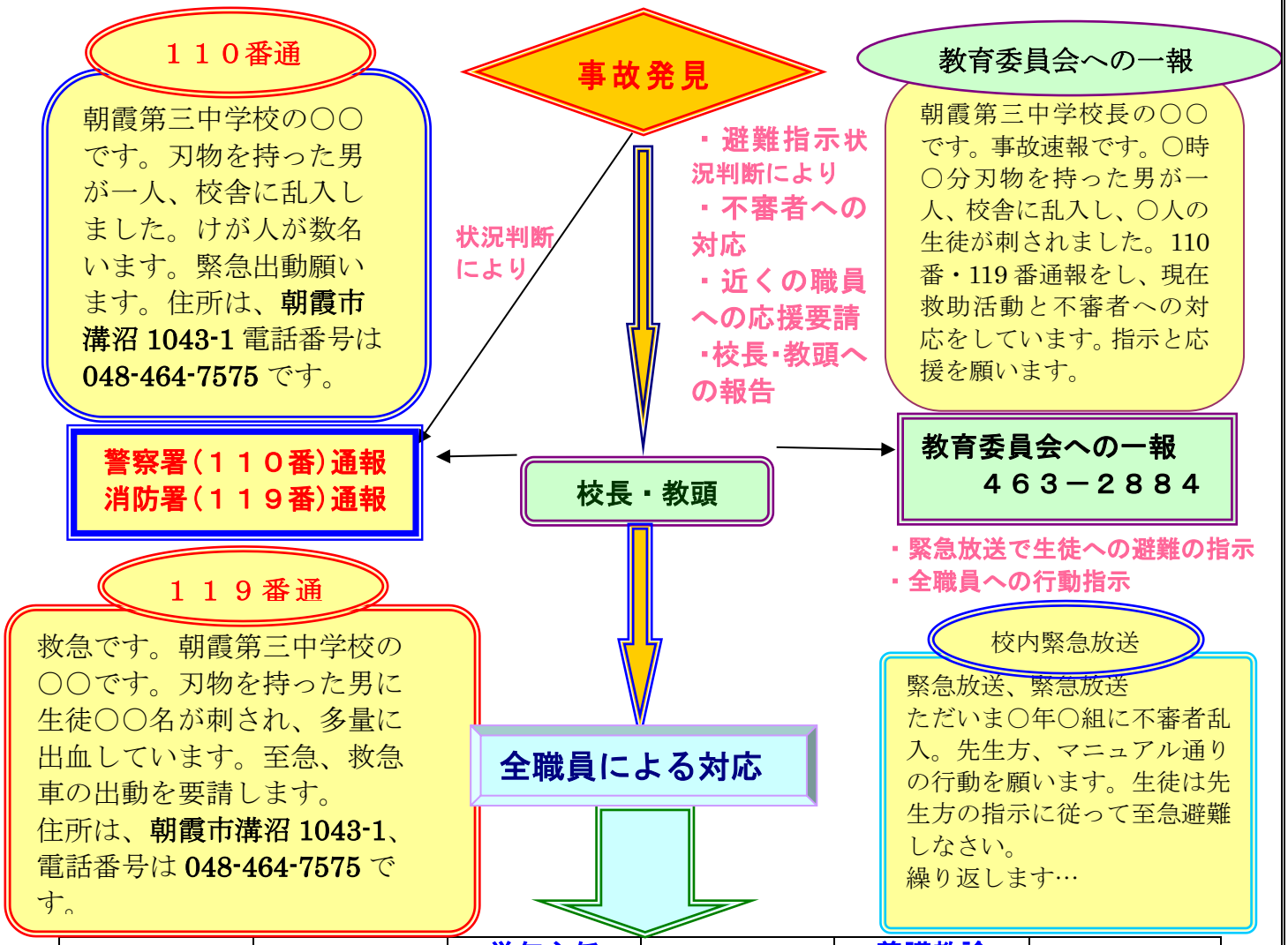

校長・教頭	教務主任	学年主任 担任等	生徒指導担当	養護教諭 保健主事	事務職員等
・陣頭指揮 ・職員への連絡調整 ・被害生徒の家庭訪問 ・警察、報道機関への対応等	・関係保護者への連絡 ・ＰＴＡ役員への連絡 ・全保護者への連絡等	・避難誘導 ・安全確認 ・安全指導 ・保護者への引き渡し ・被害生徒の家庭訪問等	・現場直行 ・不審者への対応等	・応急処置 ・救急車同乗 ・医療機関との連携等	・電話対応 ・各種連絡等

Ⅴ　竜巻対応マニュアル

（１）生徒在校時　　（朝霞市立朝霞第第三中学校）

対応		気象状況等	校長・教頭等	教職員	児童生徒
防止・準備		**天気予報・雷注意報** ・気象状況の情報収集に努める。 ・**キーワード** **「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」**	□安全管理 ●マニュアルの見直し、共通理解 ●校内研修（学校安全）の実施 ●避難訓練の実施 ●保護者、地域、関係機関との連携	□安全指導	□安全学習 ・竜巻について知る。 ・身の安全の守り方、避難行動について知る。
対応	第１行動	**竜巻注意情報** **発生なし→解除指示→教育活動再開**	□第１行動指示 ・情報収集（気象庁情報等） ・避難状況の確認 ・放送、拡声器又は伝令	□第１行動開始 **「竜巻が発生しています。身を守る準備をしなさい。」** ○外にいる者は校舎内、教室へ移動する。 ○教室内ではできるだけ中央に寄る。机を中央に寄せる。 ○窓、カーテンを閉める。	
	第２行動	**竜巻発生**	□第２行動指示	□第２行動開始 **「竜巻が接近しています。自分の身をしっかり守りなさい。」** ○机の下にもぐる。 （窓、ドア、壁から離れる） ○頭と首を守る。 （防災頭巾やヘルメットなど、無い場合は両手） ＜教職員の共通行動＞ ●児童生徒の避難行動を確認する。 ●教職員は、その場にいる児童生徒を勇気づける。 ●教職員自身も身を守る行動をとる。	
	第３行動	**竜巻通過** **教育活動不可能** **教育活動可能**	□第３行動指示 □状況確認 ・児童生徒安否、被害状況確認 ・被害状況により、消防、救急、教育委員会へ連絡 ・学校周辺確認	□第３行動開始 **「先生方は状況を報告してください。児童生徒はその場に待機しなさい。」** ●児童生徒を落ち着かせる。 ●児童生徒の安否、被害状況を確認する。 ●状況を管理職へ報告する。 ●児童生徒をその場に待機させる。待機させられ状況の場合は安全な場所へ誘導する。（負傷者への応急手当）	
回復		□教育活動続行不可能な被害 ・学校災害対策本部設置（対応検討） ・安全な場所へ児童生徒を誘導 ・みつばちメール配信、ＨＰによる情報提供	□学校再開 □災害対策評価	□教育活動続行可能 ・授業再開 ・学校周辺の安全が確認された後、通常下校 ・みつばちメール配信、ＨＰによる情報提供 □メンタルサポート	

（２）生徒登下校時　　（朝霞市立朝霞第三中学校）

対応		校長・教頭等	教職員	気象状況等	児童生徒
防止・準備		□安全管理 ●通学路点検 ●登下校指導 ●通学路、通学方法等の把握 ●保護者、地域との連携（災害発生時の申し合わせ等）	□安全指導	**天気予報・雷注意報** ・気象状況の情報収集に努める。 **・キーワード** **「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」**	□安全学習 ・「地域安全マップ」の作成
対応	第１行動	□第１行動指示 ・情報収集（気象庁情報等） ・登下校状況の把握 ・放送、拡声器又は伝令 **発生なし→解除指示**	□第１行動開始 ・登下校状況の確認 ・在校児童生徒の安全確保	**竜巻注意情報**	□第１行動開始 ・登下校前に竜巻注意情報が発令された場合は自宅又は学校で待機する。 ・登下校中に竜巻の発生が予測された場合は、安全な場所へ避難する。 ・近くの大人に助けを求める。
	第２行動	□第２行動指示	□第２行動開始 ・在校児童生徒の安全確保	**竜巻発生**	□第２行動開始 ・自らの身を守れる場所で安全を確保する。 ・頭、首を守る。
	第３行動	□第３行動指示 □状況確認 ・児童生徒安否、被害状況確認 ・被害状況により消防、救急、教育委員会へ連絡 ・学校周辺の安全確認確	□第３行動開始 ・在校児童生徒確認安否、被害状況確認 ・在校していない児童生徒の安否確認 ・負傷者への応急手当を行う。	**竜巻通過** **教育活動不可能** **教育活動可能**	□第３行動開始 ・登下校中の場合、学校か自宅へ安全に戻れる方に行く。 ・状況によっては避難場所で待機する。 ・自宅に戻った際は学校へ連絡する。
回復		□教育活動不可能な被害 ・学校災害対策本部設置（対応検討） ・安全な場所へ児童生徒を誘導 ・みつばちメール配信、ＨＰによる情報提供（休校、児童生徒の下校、場合によっては引渡しについて） □学校再開 □災害対策評価	□メンタルサポート	□教育活動可能 ・通常授業 ・みつばちメール配信、ＨＰによる情報提供	

（３）校外行事　　（朝霞市立朝霞第三中学校）

対応		在校教職員	気象状況等	引率教職員	児童生徒
防止・準備		□安全管理 ・日程の把握 ・児童生徒の名簿の確認 ・気象状況等の確認	**天気予報・雷注意報** ・気象状況の情報収集に努める。 **・キーワード** **「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」**	□安全指導	□安全学習
				●現地の防災計画、避難所、避難場所、医療機関の確認 ●宿泊場所の構造、安全な場所、非常口、避難経路の確認 ●児童生徒緊急連絡先の管理 ●往復の交通機関における安全確認	
対応	第１行動	□情報収集 ・情報収集（気象庁情報等） ・現地との連絡（現地の近隣で竜巻が発生し、被害がでた場合も状況を確認）	**竜巻注意情報**	□第１行動指示	□第１行動開始
				「宿泊所等にいる場合」 ○外にいる者は室内へ避難する。 ○室内の安全な場所に避難する。 ○できるだけ下の階に避難する。 ○窓、カーテンを閉める。 「屋外にいる場合」 ●安全な場所へ直ちに避難させる。	
				発生なし→解除指示→教育活動再開	
	第２行動	□情報収集 ・情報収集（気象庁情報等）	**竜巻発生**	□第２行動指	□第２行動開始
				「その場に応じた避難行動をとる」 ○机の下にもぐる。 （窓、ドア、壁から離れる） ○頭と首を守る。 （防災頭巾やヘルメットなど、無い場合は両手） ＜教職員の共通行動＞ ●児童生徒の避難行動を確認する。 ●教職員は、その場にいる児童生徒を勇気づける。 ●教職員自身も身を守る行動をとる。	
	第３行動	□情報収集 ・現地の情報収集（安否、被害状況等） ・中止になった場合の家庭、教育委員会への連絡	**竜巻通過** **帰校**　**続行**	□第３行動指示	□第３行動開始
				●児童生徒を落ち着かせる。 ●児童生徒の安否、被害状況を確認し状況を学校へ報告する。 ●被害状況により、消防、救急へ連絡する。 ●負傷者の応急手当を行う。	
回復		□教育活動続行不可能な被害 ・学校災害対策本部設置（対応検討） ・家庭への連絡、教育委員会へ状況説明 ・tetoru 配信、ＨＰによる情報提供（帰校等）			□教育続行活動可能 ・校外行事再開 ・tetoru 配信、ＨＰによる情報提供
		□学校再開 □災害対策評価		□メンタルサポート	

Ⅵ　応急教育マニュアル

（自然災害等により、通常の教育が困難になった場合）

朝霞市立朝霞第三中学校

日	教育委員会等 （教育総務課、教育管理課、教育指導課）	学　　校
震度５弱以上（観測点：朝霞市）の地震が発生		
発生初日	①市内各小・中学校の児童生徒・教職員の安否確認 ②消防署・警察署等から救出情報等の入手 ③埼玉県教育委員会、南部教育事務所と報告・連絡・相談	・各学校の危機管理マニュアルに従い、児童生徒・教職員の安全確認を最優先に「避難」「校舎等の安全確認」「通学路の安全点検」「保護者への引渡し」等を行う。
通常教育が困難な状況（水が出ない等）		
二日目以降	①校舎等の被害状況調査及び応急処置、ライフライン・トイレの確認 ②通学路等学校近隣の安全確認 ③教職員の状況確認、教科書等の教材確認等 ④児童生徒の状況確認 ⑤応急教育の準備…埼玉県教育委員会や災害対策本部に連絡。 ※災害時応援協定県外自治体締結先 ・岐阜県瑞浪市　・長野県佐久市 ・山形県東根市　・福島県須賀川市	・当面は休校である旨を保護者・教職員に伝える。 ・教育委員会と連携し、児童生徒の安全確認と精神面等のフォローをする。 ・教科書等の教材、使用可能教室等の確認をする。
三日目以降		・教育委員会と連携しながら、学用品等の準備をし、応急教育の計画を立てていく。
応急（通常）教育再開の目途が立った場合		
	・児童生徒・教職員、学校施設の状況を調査し、登校日の調整を学校と行う。 ・再開計画を周知する。（避難所への貼紙、防災無線の活用、ラジオ等マスコミの利用等）	・教育委員会と連携し、再開に向けた、準備計画を進める。 ・再開計画を保護者に周知する。（みつばちメール、緊急連絡網等）

	応急（通常）の教育再開	
教育再開後	【応急教育の区分】 ①短縮授業･･･午前中のみの授業 ②合併授業･･･クラスもしくは学年合同 ③二部授業･･･午前と午後等に分ける ④分散授業･･･公民館等の利用 ⑤上記の併用授業 ・校舎内外の安全環境や児童生徒の精神的なフォローも含め、引き続き、支援や状況を確認していく。	・学校に来られない児童生徒や教職員に配慮しながら、通常の教育を取り戻していく。

【作成根拠法令等】朝霞市地域防災計画（平成２８年３月発行）

第１１節　第９文教対策

１　学校等の災害対策

（３）校長等が行う災害対策

①災害時における校舎等の状態を想定し、**応急教育計画を策定**するとともに、**指導方法等についてのマニュアルを整備**する。

②学校等の立地条件を踏まえ、園児、児童・生徒の安全を確保するための避難計画を策定するとともに、迅速な避難行動をとれるよう避難訓練を実施する。

③園児・児童・生徒への防災教育を実施するとともに、災害時における保護者等との連携体制を確立し、その周知を図る。

④市の地域防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。

⑤教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。

⑥勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

⑦学校においては、不測の災害発生に対処する訓練を行う。

【参考】朝霞市地域防災計画における教育部の役割

教育部	教育班	教育総務課 教育管理課 教育指導課 学校給食課 生涯学習・スポーツ課 文化財課 公民館（コミュニティセンター） 図書館	1　学校施設の被害調査に関すること。 2　児童・生徒の安全確保、安否確認に関すること。 3　学校の休校措置等に関すること。 4　避難場所（小・中学校、高校、大学、公民館、武道館）の開設、運営に関すること。 5　炊き出しに関すること。 6　所管施設の被害調査に関すること。 7　文化財の被害調査及び応急措置に関すること。 8　施設の被害調査及び応急措置に関すること。 9　ヘリポートの開設、運営に関すること。 10　施設の利用に関する支援に関すること。

Ⅶ　弾道ミサイル発射対応マニュアル

（１）生徒在校時　　（朝霞市立朝霞第第三中学校）

対応		弾道ミサイル状況等	校長・教頭等	教職員	児童生徒
防止・準備		**Ｊアラート等を通じた緊急情報** ・弾道ミサイル発射情報の情報収集に努める。 ・**キーワード** **「Ｊアラート」** **「弾道ミサイル」**	□安全管理 ●マニュアルの見直し、共通理解 ●校内研修（学校安全）の実施 ●避難訓練の実施 ●保護者、地域、関係機関との連携	□安全指導	□安全学習 ・Ｊアラートについて知る。 ・身の安全の守り方、避難行動について知る。
対応	第１行動	**弾道ミサイル発射情報** **着弾なし→解除指示→教育活動再開**	□第１行動指示 ・情報収集（Ｊアラート等） ・避難状況の確認 ・放送、拡声器又は伝令	□第１行動開始 **「弾道ミサイルの発射情報が確認されました。身を守る準備をしなさい。」** ○外にいる者は校舎内、教室へ移動する。 ○教室内ではできるだけ中央に寄る。机を中央に寄せる。 ○窓、カーテンを閉める。	
	第２行動	**弾道ミサイル着弾**	□第２行動指示	□第２行動開始 **「弾道ミサイルが接近しています。自分の身をしっかり守りなさい。」** ○机の下にもぐる。（窓、ドア、壁から離れる） ○頭と首を守る。（防災頭巾やヘルメットなど、無い場合は両手） **教職員の共通行動** ●児童生徒の避難行動を確認する。 ●教職員は、その場にいる児童生徒を勇気づける。	
	第３行動	**弾道ミサイル通過** **教育活動不可能** **教育活動開始**	□第３行動指示 □状況確認 ・児童生徒安否、被害状況確認 ・被害状況により、消防、救急、教育委員会へ連絡 ・学校周辺確認	□第３行動開始 **「先生方は状況を報告してください。児童生徒はその場に待機しなさい。」** ●児童生徒を落ち着かせる。 ●児童生徒の安否、被害状況を確認する。 ●状況を管理職へ報告する。 ●児童生徒をその場に待機させる。待機させられ状況の場合は安全な場所へ誘導する。（負傷者への応急手当）	
回復		□教育活動続行不可能な被害 ・学校災害対策本部設置（対応検討） ・安全な場所へ児童生徒を誘導 ・tetoru 配信、ＨＰによる情報提供（下校の遅れ、場合によっては引渡し）	□学校再開 □災害対策評価	□教育活動続行可能 ・授業再開 ・学校周辺の安全が確認された後、通常下校 ・tetoru 配信、ＨＰによる情報提供 □メンタルサポート	

（２）生徒登下校時　　（朝霞市立朝霞第三中学校）

対応		校長・教頭等	教職員	弾道ミサイル状況等	児童生徒
防止・準備		□安全管理 ●通学路点検 ●登下校指導 ●通学路、通学方法等の把握 ●保護者、地域との連携（災害発生時の申し合わせ等）	□安全指導	**Ｊアラート等を通じた緊急情報** ・弾道ミサイル発射情報の情報収集に努める。 ・**キーワード** **「Ｊアラート」** **「弾道ミサイル」**	□安全学習 ・「地域安全マップ」の作成
対応	第１行動	□第１行動指示 ・情報収集（Ｊアラート等） ・登下校状況の把握 ・放送、拡声器又は伝令 **着弾なし→解除指示**	□第１行動開始 ・登下校状況の確認 ・在校児童生徒の安全確保	**弾道ミサイル発射情報**	□第１行動開始 ・登下校前に弾道ミサイル発射情報が発令された場合は自宅又は学校で待機する。 ・登下校中に弾道ミサイルの着弾が予測された場合は、安全な場所へ避難する。 ・近くの大人に助けを求める。
	第２行動	□第２行動指示	□第２行動開始 ・在校児童生徒の安全確保	**弾道ミサイル着弾**	□第２行動開始 ・自らの身を守れる場所で安全を確保する。 ・頭、首を守る。
	第３行動	□第３行動指示 □状況確認 ・児童生徒安否、被害状況確認 ・被害状況により消防、救急、教育委員会へ連絡 ・学校周辺の安全確認確	□第３行動開始 ・在校児童生徒確認安否、被害状況確認 ・在校していない児童生徒の安否確認 ・負傷者への応急手当を行う。	**弾道ミサイル通過** **教育活動不可能** **教育活動可能**	□第３行動開始 ・登下校中の場合、学校か自宅へ安全に戻れる方に行く。 ・状況によっては避難場所で待機する。 ・自宅に戻った際は学校へ連絡する。
回復		□教育活動不可能な被害 ・学校災害対策本部設置（対応検討） ・安全な場所へ児童生徒を誘導 ・tetoru 配信、ＨＰによる情報提供（休校、児童生徒の下校、場合によっては引渡しについて） □学校再開 □災害対策評価	□メンタルサポート		□教育活動可能 ・通常授業 ・tetoru 配信、ＨＰによる情報提供

（３）校外行事　　（朝霞市立朝霞第三中学校）

対応		在校教職員	弾道ミサイル状況等	引率教職員	児童生徒
防止・準備		□安全管理 ・日程の把握 ・児童生徒の名簿の確認 ・Ｊアラート等の確認	**Ｊアラート等を通じた緊急情報** ・弾道ミサイル発射情報の収集に努める。 **・キーワード** **「Ｊアラート」** **「弾道ミサイル」**	□安全指導 ●現地の防災計画、避難所、避難場所、医療機関の確認 ●宿泊場所の構造、安全な場所、非常口、避難経路の確認 ●児童生徒緊急連絡先の管理 ●往復の交通機関における安全確認	□安全学習
対応	第１行動	□情報収集 ・情報収集（Ｊアラート等） ・現地との連絡（現地の近隣で弾道ミサイルが着弾し、被害がでた場合も状況を確認）	**弾道ミサイル発射情報**	□第１行動指示 **宿泊所等にいる場合** ○外にいる者は室内へ避難する。 ○室内の安全な場所に避難する。 ○できるだけ下の階に避難する。 ○窓、カーテンを閉める。 **屋外にいる場合** ●安全な場所へ直ちに避難させる。	□第１行動開始
			発生なし→解除指示→教育活動再開		
	第２行動	□情報収集 ・情報収集（Ｊアラート等）	**弾道ミサイル着弾**	□第２行動指示 **その場に応じた避難行動をとる** ○机の下にもぐる。 （窓、ドア、壁から離れる） ○頭と首を守る。 （防災頭巾やヘルメットなど、無い場合は両手） **教職員の共通行動** ●児童生徒の避難行動を確認する。 ●教職員は、その場にいる児童生徒を勇気づける。 ●教職員自身も身を守る行動をとる。	□第２行動開始
	第３行動	□情報収集 ・現地の情報収集（安否、被害状況等） ・中止になった場合の家庭、教育委員会への連絡	**弾道ミサイル通過** **帰校**	□第３行動指示 ●児童生徒を落ち着かせる。 ●児童生徒の安否、被害状況を確認し状況を学校へ報告する。 ●被害状況により、消防、救急へ連絡する。 ●負傷者の応急手当を行う。	□第３行動開始
回復		□教育活動続行不可能な被害 ・学校災害対策本部設置（対応検討） ・家庭への連絡、教育委員会へ状況説明 ・tetoru 信、ＨＰによる情報提供（帰校等） ・担当旅行会社との連絡 □学校再開 □災害対策評価		□メンタルサポート	□教育続行活動可能 ・校外行事再開 ・tetoru 配信、ＨＰによる情報提供

Ⅷ　生徒事故対応マニュアル

朝霞市立朝霞第三中学校

【救急処置における基本原則】

学校における処置は、あくまで医療機関に行くまでの、また、行く必要のない範囲の傷病に対する応急の処置である。

1　生命優先はもとより、傷病の悪化を防ぎ、障害が残らないよう、また、後遺症を回避できない状況にあっても最低限の障害となるよう力を尽くすこと。

2　教育を受ける権利を保障するため、可能な限り速やかに通常の教育活動に戻すこと。

＊事故報告（その後の経過についても報告）

＊時系列で記録をとる

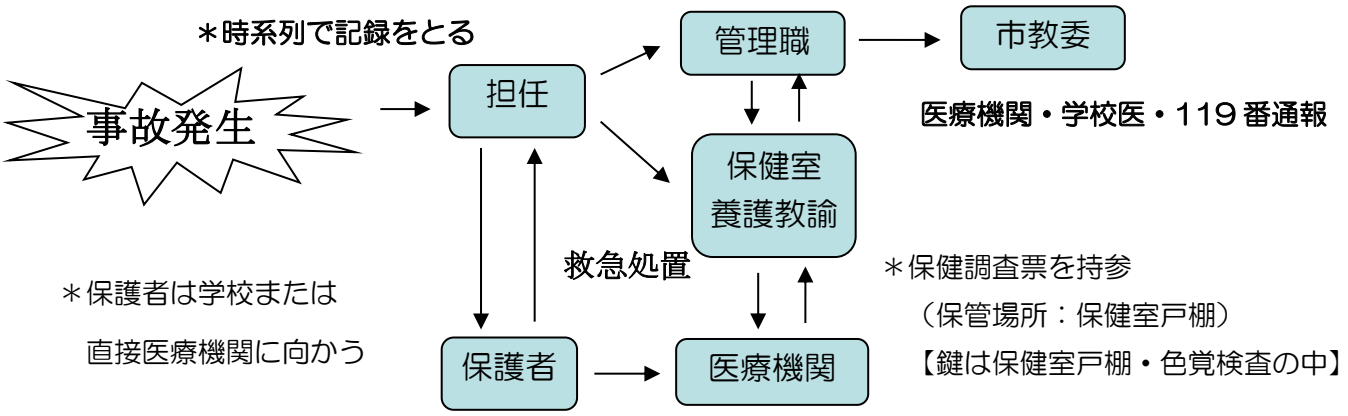

1　医療機関の選択

①保護者に連絡を取り、受診する医療機関を決める。

②保護者に連絡が取れない場合は、保健調査票に記載してある医療機関に受診する。

③連絡も取れず、記載もない場合は、下記の医療機関を受診する。

＊タクシー券

職員室養護教諭机上

内科	弁財泌尿器科内科クリニック くろだ内科クリニック	048−487−8160 018−450−7711
外科	TMG あさか医療センター	048−466−2055
整形外科	北朝霞整形外科 朝霞あおば台整形外科 TMG あさか医療センター	048−474−7711 048−424−2841 048−466−2055
脳神経外科	TMG あさか医療センター	048−466−2055
歯科	溝沼歯科 三功歯科	048−469−3993 048−487−3453
眼科	まつおか眼科	048−450−2030
耳鼻科	江原耳鼻科 増田耳鼻咽喉科医院	048−473−7929 048−463−9218

◆ＡＥＤ設置場所…①職員玄関入口

◆注意事項　　…②体育館入口

①職員２人以上で措置

②子供の前から離れない

救急車を呼ぶとき（管理職と相談し、指示を受ける）

①１１９番通報・救急であることを伝える。

②来てほしい住所を伝える

朝霞市溝沼１０４３−１

朝霞市立朝霞第三中学校　TEL048−464−7575

③人数・性別・年齢を伝える

④症状

「いつ・どこで・何をしていて・どんな状態か」

⑤救急車が来るまでの措置

「どのような点に気をつけ、何をするべきか」

特に心配な場合は TMG あさか医療センターへ　※紹介状がない場合は、特定療養費として 1600 円加算される

※救急車で行く場合は、特定療養費はかからない

緊急時（土曜午後・休日など）　救急医療情報センター　０４８−８２４−４１９９

※病院を探してくれます